

**労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定
する区分等を定める命令の一部を改正する命令の概要**

ファイナンス・リース取引を付随業務に追加したことに伴い、所要の規定の整備を行う
(第 2 条)。